

## 東京医療保健大学立川看護学部 国試・就職対策支援委員会規程

### (設置)

第1条 看護専門職としての資格獲得である国家試験の全員合格のため学生に対する学修支援を行い、その資格を有し、就職・進学に向けた支援を行うため、立川看護学部看護学科 国試・就職対策支援委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 教授会において任命する教員
- (2) 立川事務部長
- (3) 立川看護学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる。

### (活動事項)

第3条 委員会は国家試験合格と就職・進学に向けて年間計画の立案・運営を活動の主体として、次の事項を行う。

- (1) 国家試験の模擬試験に関すること
- (2) 補講の企画・運営
- (3) 学生に対する学習強化指導
- (4) 国家試験受験手続に関すること
- (5) 学生委員との連携
- (6) 就職支援対策講座の企画・運営
- (7) 就職対策支援企画・運営（卒業生との懇談会等）
- (8) 進路調査
- (9) 就職・進学ガイドブック作成
- (10) 卒業生の卒業後の支援（ホームカミング等）
- (11) その他

### (委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

### (議事)

第5条 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

### (開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

### 附則

本規程は令和2年4月1日から施行する。